

京都市伏見区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する正誤表

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	誤	正
1	入札説明書 様式集 様式 58-2, 58-3			(1)	(ii)		経常修繕費	経常修繕費	修繕費
2	入札説明書 様式集 様式 58-2, 58-3			(2)	(ii)		経常修繕費	経常修繕費	修繕費
3	入札説明書 様式集 様式 58-2, 58-3			(3)			説明文の第3文 以下	「なお、経常修繕と大規模 修繕の区分は…(略)… 事業者の提案による。」	削除
4	入札説明書 様式集 様式 67						セルA7	1回目(9月末)	1回目
5	入札説明書 様式集 様式 67						セルA18	2回目(3月末)	2回目
6	要求水準書	38	第5	1	(1)		目的	事業者は 施設供用開始 から事業期間終了までの間、本要求水準書に従い、施設及び建築設備などの初期の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるような品質、水準等を保持するものとする。	事業者は 施設を本市に引き渡したとき から事業期間終了までの間、本要求水準書に従い、施設及び建築設備などの初期の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるような品質、水準等を保持するものとする。
7	要求水準書	38	第5	1	(2)		事業者の業務領域	なお、 大規模修繕業務 については維持管理業務には含まれないが、審査の段階において、 修繕計画 の提案を受けるものとする。	なお、 大規模修繕 については維持管理業務には含まれないが、審査の段階において、 長期修繕計画 の提案を受けるものとする。 ただし、事業期間内において要求水準を維持し、耐久性を確保するために行う計画的修繕は事業に含まれるものとする。
8	要求水準書	38	第5	1	(3)		事業者の業務範囲	(表中、建物保守管理業務－定期保守点検業務、青少年活動センターの管理主体) 指定管理者欄…▲	(表中、建物保守管理業務－定期保守点検業務、青少年活動センターの管理主体) 指定管理者欄…●
9	要求水準書	39	第5	1	(3)		事業者の業務範囲	(表中、廃棄物処理業務の備考欄) *：ごみ置き場までの 搬出 は運営者	(表中、廃棄物処理業務の備考欄)*： 生ごみのごみ置き場までの収集・集積 は運営者
10	要求水準書	40	第5	1	(5)	オ	維持管理期間の設定	維持管理期間は、 施設供用開始後 から事業期間終了時までとする。	維持管理期間は、 施設を本市に引き渡したとき から事業期間終了時までとする。

京都市伏見区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する正誤表

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	誤	正
11	要求水準書	41	第5	2	(1)		建物保守管理業務 業務の実施	修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査、診断を行い、事業契約書に基づく事業者の責任範囲であれば至急修繕を実施すること。また、責任範囲が明確でない場合は、本市とその責任及び負担を協議のうえ、修繕等を実施すること。	(削除)
12	要求水準書	41	第5	2	(2)	イ	建物保守管理業務 定期保守点検業務	建築物等が正常な状況にあるかどうか五感の他、測定等により建築物の状態を確認し、建築物の良否を判定のうえ点検表に記録するとともに、建築物の各部位を常に最良な状態に <u>保つものとする。</u>	建築物等が正常な状況にあるかどうか五感の他、測定等により建築物の状態を確認し、建築物の良否を判定のうえ点検表に記録するとともに、 <u>必要に応じて補修を行うなど、建築物の各部位を常に最良な状態に保つこと。</u>
13	要求水準書	41	第5	2	(2)	オ	建物保守管理業務 修繕業務	・事業者提案の修繕計画に応じて、修繕・更新を行うこと。(大規模修繕は含まない)	(削除)
14							(追加)	・保守点検業務において、建築物等の要求水準の維持ができない恐れや耐久性を損なう恐れがあると確認された場合には、維持及び回復に必要な修繕業務を行うこと。 ・異常が発見された場合は、迅速に調査、診断を行い、事業契約書に基づく事業者の責任範囲であれば至急修繕を実施すること。また、責任範囲が明確でない場合は、本市とその責任及び負担を協議のうえ、修繕等を実施すること。	
15	要求水準書	44	第5	3	(1)		設備保守管理業務 業務の実施	・修繕、更新等が必要と思われる場合は、迅速に調査、診断を行い、事業者の責任範囲であれば至急修繕、更新を実施すること。 ・また、責任範囲が明確でない場合は、本市とその責任及び負担を協議のうえ、修繕等を実施すること。	(削除)

京都市伏見区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する正誤表

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	誤	正
16	要求水準書	45	第5	3	(2)	ウ	設備保守管理業務 定期保守点検業務	建築設備等が正常な状況にあるかどうか五感の他、設備の運転、停止、測定等により設備の状態を確認し、設備の良否を判定のうえ点検表に記録するとともに、各設備を常に最良な状態に <u>保つ</u> ものとする。	建築設備等が正常な状況にあるかどうか五感の他、設備の運転、停止、測定等により設備の状態を確認し、設備の良否を判定のうえ点検表に記録するとともに、 <u>必要に応じて補修を行うなど</u> 、各設備を常に最良な状態に <u>保つ</u> こと。
17	要求水準書	45	第5	3	(2)	カ	設備保守管理業務 修繕業務	・事業者提案の修繕計画に応じて、修繕・更新を行うこと。(大規模修繕は含まない)	(削除)
18								(追加)	・保守点検業務において、設備等の要求水準の維持ができない恐れや耐久性を損なう恐れがあると確認された場合には、維持及び回復に必要な修繕業務を行うこと。 ・異常が発見された場合は、迅速に調査、診断を行い、事業契約書に基づく事業者の責任範囲であれば至急修繕を実施すること。また、責任範囲が明確でない場合は、本市とその責任及び負担を協議のうえ、修繕等を実施すること。
19	要求水準書	52	第5	6	(2)	ア	廃棄物処理業務範囲	敷地内の建築物等から発生する廃棄物等は、適正に <u>分別、保管、収集、運搬、処分(再生を含む)</u> 等を行うこととする。	敷地内の建築物等から発生する廃棄物等は、適正に <u>分別、収集・集積</u> 等を行うこととする。
20	要求水準書	52	第5	6	(2)	イ	業務の実施	廃棄物の <u>処理業務</u> に関する業務計画書を作成、実施し、実施業務の結果を記録するものとする。	・廃棄物の <u>分別、収集・集積業務</u> に関する業務計画書を作成、実施し、実施業務の結果を記録するものとする。
21	要求水準書	52	第5	6	(2)	ウ	廃棄物処理要求水準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるところにより、地方公共団体の許可を受けた専門の業者により業務を遂行するものとする。	(削除)
22								廃棄物の再生利用が可能なものについては、積極的に取り組むものとする。	(削除)
23	要求水準書	52	第5	6	(2)	エ	廃棄物処理業務内容	敷地内に <u>設置されたごみ置き場</u> に集積されたものは、 <u>適正な方法で収集運搬し、処分を行う</u> ものとする。	敷地内の建築物等から発生する廃棄物は <u>適切に分別し、ごみ置き場に収集・集積する</u> ものとする

京都市伏見区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する正誤表

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	誤	正
24	要求水準書	53	第5	6	(2)		(ごみ置き場条件表) 一般廃棄物	搬出運搬処分 ・事業者(○)	搬出運搬処分 ・事業者(業務外) ・市/指定業者(○)
25							(ごみ置き場条件表) 資源ごみ	搬出運搬処分 ・事業者(○)	搬出運搬処分 ・事業者(業務外) ・市/指定業者(○)
26							(ごみ置き場条件表) 廃品回収 (ダンボール, 古紙)	搬出運搬処分 ・事業者(○)	搬出運搬処分 ・事業者(業務外) ・市/指定業者(○)
27							(ごみ置き場条件表) 生ごみ(食堂)	搬出運搬処分 ・事業者(○)	搬出運搬処分 ・事業者(業務外) ・市/指定業者(○)
28	要求水準書	54	第5	7	(2)		外構施設維持管理業務 業務の実施	修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査、診断を行い、事業者の責任範囲であれば至急修繕を実施することとする。責任範囲が明確でない場合は、本市とその責任及び負担を協議のうえ、修繕等を実施するものとする。	(削除)
29	要求水準書	54	第5	7	(3)		外構施設維持管理業務 要求水準	(追加)	・保守点検業務において、外構施設等の要求水準の維持ができない恐れや耐久性を損なう恐れがあると確認された場合には、維持及び回復に必要な修繕業務を行うこと。 ・異常が発見された場合は、迅速に調査、診断を行い、事業契約書に基づく事業者の責任範囲であれば至急修繕を実施すること。また、責任範囲が明確でない場合は、本市とその責任及び負担を協議のうえ、修繕等を実施すること。
30	要求水準書	56	第6	1	(5)		補修	建築物等の劣化した部分又は部材若しくは低下した性能又は機能を、実用上支障のない状態まで回復させることを意味する。	建築物等の劣化した部分又は部材若しくは低下した性能又は機能を、実用上支障のない状態まで回復させることを意味し、 保守管理業務として経常的に行う軽微な修繕を意味する。
31	要求水準書	56	第6	1	(6)		修繕	施設 の劣化した部分又は部材若しくは低下した性能又は機能を、 原状(初期の水 準)又は実用上支障のない 状態まで 回復させることを意味する。	建築物等 の劣化した部分又は部材若しくは低下した性能又は機能を、 原状(初期の水 準)まで 回復させることを意味する。

京都市伏見区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する正誤表

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	誤	正
32	要求水準書	56	第6	1	(8)		大規模修繕	建築物の躯体については建築物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕を、設備機器については機器系統の更新を意味する。	(削除)
33								(追加)	躯体の広範囲の修繕、造作等の全面更新、仕上げ、設備機器及び設備系統の全面更新等の、大規模な修繕を意味する。
34	要求水準書	57	第6	2	(1)		添付資料	(追加)	<ul style="list-style-type: none"> 資料-20 遺跡調査掘削深度模式図 資料-21 市民検診等利用状況 資料-22 区役所の年間行事・事業予定 資料-23 既存施設平面図
35	仮契約書案(案)	2	第1		第2条	第18号		「修繕」の定義を右欄の記載の内容に訂正する。	(18) 修繕 建築物等の劣化した部分又は部材若しくは低下した性能又は機能を、原状(初期の水準)まで回復させることをいう。
36	仮契約書案(案)	2	第1		第2条	第26号		「大規模修繕」の定義を右欄の記載の内容に訂正する。	(26) 大規模修繕 躯体の広範囲の修繕、仕上げ、造作等の全面更新、設備機器及び設備系統の全面更新等の大規模な修繕をいう。
37	仮契約書案(案)	4	第1		第9条	第3項		乙は、第1項の規定により同項第1号に掲げる保証を付すときは、(以下略)	乙は、第1項の規定により同項第5号に掲げる保証を付すときは、(以下略)
38	仮契約書案(案)	16	第3	第2節	第38条	第5項		乙は、 <u>建設企業をして</u> 、甲に対し(以下略)	乙は、 <u>建設元請企業をして</u> 、甲に対し(以下略)
39	仮契約書案(案)	38	別紙2		1	(1)		てん補限度額(補償額):本件工事費相当額	てん補限度額(補償額):本件工事費相当額(ただし、 <u>現伏見区役所の除却工事にかかる費用は含まない。</u>) 【下線部追加】
40	仮契約書案(案)	38	別紙2		2	(1)		保険契約者:乙	保険契約者:乙又は乙から <u>維持管理業務実施の委託を受ける者</u>

京都市伏見区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する正誤表

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	誤	正
41	仮契約書案(案)	46	別紙7		1	(2)	[割賦元本A]と示す表の支払方法欄の上段の記載	平成21年3月31日に一括で支払う。【下線部削除】	一括で支払う。
42	仮契約書案(案)	46	別紙7		1	(2)	[割賦元本A]と示す表の支払方法欄の下段の記載	毎年度9月[末日]及び3月[末日]に総額の30分の1の金額を支払う。	毎年度半期ごとに総額の30分の1の金額を支払う。
43	仮契約書案(案)	46	別紙7		1	(2)	[割賦元本B]と示す表の支払方法欄の上段の記載	平成21年3月31日に一括で支払う。【下線部削除】	一括で支払う。
44	仮契約書案(案)	46	別紙7		1	(2)	[割賦元本B]と示す表の支払方法欄の下段の記載	毎年度9月[末日]及び3月[末日]に総額の29分の1の金額を支払う。	毎年度半期ごとに(平成21年度は上期を除き1回)、総額の29分の1の金額を支払う。
45	基本協定書(案)	2			第5条	第1項		乙は、事業予定者をして、本件施設の設計に係る業務を[●]に、本件施設の建設及び現区役所の除却に係る業務を[●]に、維持管理に係る業務を[●]に、 運営支援に係る業務を[●]に それぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。【下線部削除】	乙は、事業予定者をして、本件施設の設計に係る業務を[●]に、本件施設の建設及び現区役所の除却に係る業務を[●]に、維持管理に係る業務を[●]にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。
46	基本協定書(案)	3			第6条	第6項		第6項を全て右欄記載の内容に訂正する。	(別紙1のとおり)
47	基本協定書(案)	3			第6条	第7項 第8項 第9項		-	第7項を削除し、第8項及び第9項をそれぞれ第7項及び第8項とする。

【基本協定書案 正誤表 別紙 1】

- 6 乙の構成員が次の各号のいずれかに該当したときは、事業契約が締結済みであるか否か及び甲が事業契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙の構成員は、連帯して、入札金額の10分の1に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 乙の構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第2号の規定に禁止する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき。
- ア 独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき。
- イ 独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令が確定したとき。
- ウ 乙の構成員が独占禁止法第52条第4項の規定により審判の請求を取り下げ、同条第2項に規定する原処分(以下「原処分」という。)が確定したとき。
- エ 公正取引委員会が、独占禁止法第66条第1項から第3項までの規定による審決(原処分の全部を取り消す審決を除く。)をした場合において、乙の構成員が独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に審決の取消しの訴えを提起しなかったとき。
- オ 公正取引委員会が行った審決に対し、乙の構成員が独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えについての請求を棄却し、若しくは当該訴えを却下する判決が確定したとき、又は乙の構成員が当該訴えを取り下げたとき。
- (2) 刑法第96条の3の罪について乙の構成員(乙の構成員が法人である場合にあつては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業者。次号において同じ。)に対する有罪の判決が確定したとき。
- (3) 刑法第198条の罪について乙の構成員に対する有罪の判決が確定したとき。